

「高松地区における自転車を利用した 都市づくり計画」について（総括）

平成２８年９月

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会

高松地区委員会

1 計画の概要 （平成 20 年 11 月「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」から引用）

高松市では、第 5 次高松市総合計画において、「快適で人にやさしい都市交通の形成」を政策の一つに位置づけ、「公共交通の利便性の向上」「自転車利用の環境づくり」を主要な施策として推進している。

また、高松市都市計画マスタープランでは、コンパクトで持続可能な集約型都市構造実現のための交通体系として、環境にやさしい公共交通を基軸とした、利便性の高い総合交通体系の構築を目指すとしている。

このような中、安全で快適に移動でき、過度に自動車に依存しない、徒歩や自転車と公共交通機関が有機的に連携したまちを実現するため、自転車が持つ利便性や快適性を、一層生かすことのできる社会環境整備が求められている。

「香川の自転車利用を考える懇談会」からの提言（平成 19 年 8 月）を受けて設置された「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会（平成 19 年 10 月設置）」の下に、重点地区として設けられた高松地区委員会においては、自転車利用に係る 5 つの部会—「安全空間確保部会」「駐輪対策部会」「安全教育部会」「地域活性部会」「利用促進部会」—を設置し、自転車利用環境の整備と利用促進等の各種施策について、具体的な取組事項の検討を進めてきた。

本計画は、同地区委員会 5 部会における検討結果を踏まえ、環境にやさしく機動性に優れた自転車を、自動車に替わる都市内交通の重要な手段として明確に位置づけるとともに、関係機関が行う自転車利用に係る各種施策・事業をより実効性のあるものとするため、総合的に体系化して策定したものである。

2 計画の基本的な考え方 （平成 20 年 11 月「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」から引用）

2-1 対象地域

高松市全域とする。

2-2 計画期間

本計画は、平成 20 年度から 27 年度までの 8 年間を計画期間とする。

2-3 計画の目標

高松地区は、温暖少雨の気候、平坦な地形のために、自転車を快適に利用しやすく恵まれた地域である。本地区の自転車利用は全国に比べても特に多く、自転車は市民にとって最も身近な乗り物であり、ライフスタイルの一部になっていると言っても過言ではない。しかしながら、その一方で道路交通法の改正により自転車の位置づけを再度見直す必要があること、著しく増加する自転車の事故、守られていない自転車マナー等、様々な問題が顕在化してきている。

このような自転車利用を取り巻く状況を踏まえ、様々な問題点の改善を図り、安全で、快適な自転車利用の確立、自転車利用の拡大を目指すこととする。このため、今後は高松地区の居住者のみならず、観光等を目的とした高松地区来訪者に対しても、自転車の魅力や楽しさ、快適さを積極的にアピールできるよう、快適で安全な歩行空間の確保とともに、自転車利用のための環境整備や、自転車利用に関するルールの徹底やマナーの向上を積極的に進め、「歩く」と「自転車で走る」ことが共存しあえる、高松地区の新たな自転車文化を築いていくことが重要である。そこで、高松地区では、自転車利用の更なる拡大を目指す都市づくりの目標を、次のように掲げるものとする。

● 自転車利用の拡大を目指す都市づくりの目標

人と自転車が笑顔で行き交うサイクル・エコシティ高松

2-4 都市づくりの視点

自転車利用の拡大を目指す都市づくりの推進に当たっては、関係機関が相互連携・協力するとともに、広く市民の理解と協力を求めるよう配慮し、市民、NPO、企業、商店街振興組合、行政等が一体となり、協働による推進を図る必要がある。このためには、市民ニーズを的確に把握しながら、個人の生活の快適性と地域の活性化の共存の道を探り、そのまちづくりの基本的な価値を共有することが重要である。そこで、自転車利用の拡大を目指す都市づくりの目標に基づく、基本的な都市づくりの視点を次のとおり定めるものとする。

① 人と環境にやさしい都市づくり

地球環境問題への対応が人類共通の課題として逼迫する中、これまでの自動車中心の道路整備等の在り方を見直し、環境にやさしい自転車を都市内交通手段の一つとして明確に位置づけ、歩行者と自転車利用者にとって、安全で快適な道路空間の再配分を適切に行いながら、人と環境にやさしい都市づくりを目指す。

② 自転車と公共交通を軸とした都市づくり

都市機能拡散の防止のために、コンパクトで持続可能な都市づくりを図るため、自転車の利用環境を向上させることにより、公共交通機関の交通結節点機能を自転車によって補完し、徒歩と自転車と公共交通とを軸としたネットワークの形成による快適な都市づくりを目指す。

③ 楽しく、便利で健康の都市づくり

健康に対する意識が高まる中、環境にやさしい、適度な運動ができる、経済的等のメリットをもった自転車の重要性を市民が再認識し、自転車利用ルールの遵守、マナー向上を図りながら、楽しく、便利で健康の都市づくりを目指す。

2-5 自転車利用の視点と基本施策

高松地区の都市づくりの視点を踏まえ、「人と自転車が笑顔で行き交うサイクル・エコシティ高松」を実現するため、自転車利用の3つの視点に基づき、5つの基本施策を実施していくものとする。

① 快適な自転車利用のための環境整備

徒歩や自転車はすべての市民の重要な交通手段であり、特に子どもや高齢者にとっては限られた選択可能な交通手段であることから、歩行者の安全が最優先という考えの下、自転車が安全で快適に通行できる自転車走行空間の整備や放置自転車対策、官民が協力した駐輪場の整備等の快適な自転車利用のための環境整備を進める。

■ 基本施策

・ 安全で快適な、歩行者および自転車の空間確保

普通自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離、車道の走行スペースの再配分による自転車専用の通行空間の確保、自転車・歩行者通行帯のデザイン統一等の施策を実施するための「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」を策定し、各関係機関の連携により、安全で快適な空間確保のための施策を実施する。

・ 路上駐輪対策と駐輪環境の整備

官民が協力した駐輪場の整備、駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知、放置自転車の撤去の強化を進め、路上駐輪を削減する。

② 自転車利用ルールの遵守、マナーの向上

交通手段としての自転車の位置づけの明確化、走行可能な場所の明記や児童・幼児の乗車用ヘルメット着用努力義務の明記、地域交通安全活動推進委員等による街頭活動や啓発活動等を内容とする道路交通法の一部改正がなされており、このような状況も踏まえながら、自転車事故や迷惑駐輪の削減、商店街における買い物客等が安心して通行できる環境づくりのために、自転車利用ルールの遵守とマナーの向上を進める。

■ 基本施策

・ 更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上

年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知、幼少期からの体系的な交通安全教育の推進、民間交通指導員の育成や地域と連携した街頭指導の実施を進め、自転車利用ルールの遵守およびマナーの向上を図る。

③ 自転車利用のさらなる促進

「快適な自転車利用のための環境整備」や、「自転車利用ルールの遵守、マナーの向上」に取り組むとともに、商店街における自転車利用者と歩行者が共存する環境を構築することにより、商店街における快適な自転車利用を進める。

また、自転車が環境面や健康面に優れた乗り物であることを踏まえ、カーフリーデー等の開催による自転車利用に関する広報・啓発活動を行う。さらに、自転車と公共交通との連携、自動車から自転車への利用転換を促す制度等を実施しながら、更なる自転車の利用促進を進める。

■ 基本施策

・ 商店街での自転車利用改善による魅力向上

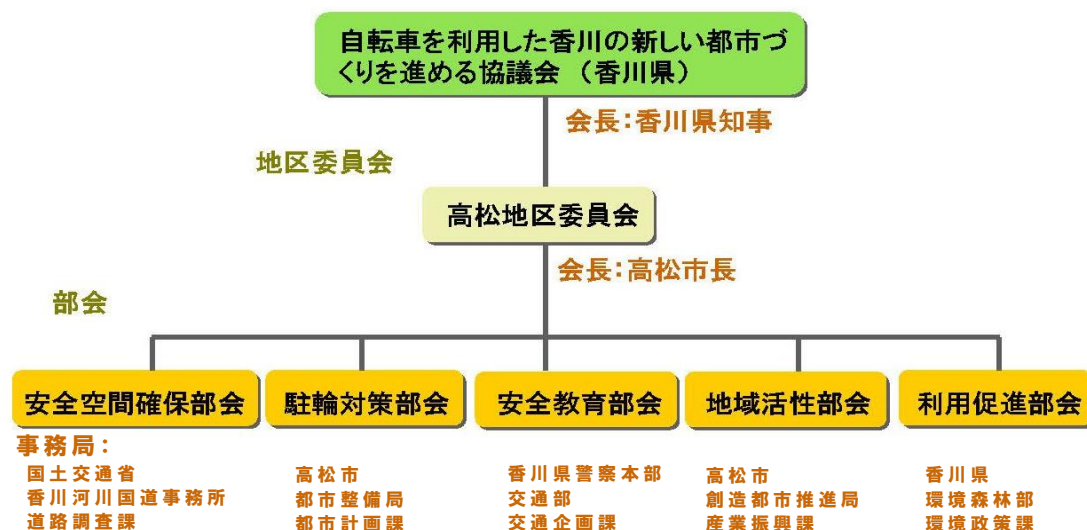
買い物客等が安心して商店街を通行できる環境の整備、商店街での自転車利用に関する広報・啓発、自転車を利用して商店街を訪れたくなるような制度・施策づくりを行い、商店街での自転車利用を改善し、魅力の向上を図る。

・ 自転車利用の更なる促進

環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施、観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上、サイクリングルートの設定等自転車利用を観光地や観光施設等につなげる新たな仕組みづくり、自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催を実施し、自転車利用の更なる促進を図る。

2-6 計画の推進体制

本計画に掲げた施策等を総合的かつ計画的に推進するため、高松地区委員会の、安全空間確保部会、駐輪対策部会、安全教育部会、地域活性部会、利用促進部会の5部会において、その実施状況を取りまとめ、同委員会に報告するものとし、同委員会において、点検・評価する。



3 計画の体系 (平成 20 年 11 月「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」から引用)

計画の 目標	都市づく りの視点	自転車利 用の視点	基本施策	施策項目
人と自転車 が笑顔で 行き交う サイクル・ エコシテ ィ高松	①人と環境にやさしい都市づくり ②自転車と公共交通を軸とした都市づくり	快適な自転車利用のための環境整備	安全で快適な、歩行者及び自転車の空間確保	自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離
				車道の走行スペースの再配分による自転車専用の通行空間の確保
				自転車利用者等が安心して通行できる自転車道や自転車歩行者道の整備
			路上駐輪対策と駐輪環境の整備	官民が協力した駐輪場の整備
				放置自転車への対応強化
				駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知
	③楽しく、便利で健康の都市づくり	自転車利用ルールの遵守、マナーの向上	更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上	年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知
				幼少期からの体系的な交通安全教育の推進
				地域と連携した街頭指導
		自転車利用の更なる促進	商店街での自転車利用改善による魅力向上	買い物客等が安心して商店街を通行できる環境の整備
				自転車を利用して商店街を訪れたいくなるような制度・施策づくり
				イベント等と連携した商店街での自転車利用に関する広報・啓発
			自転車利用の更なる促進	公共交通との連携による自転車利用の促進
				自動車から自転車への利用転換を促す制度・施策づくり
				観光促進に資する自転車利用の促進
				環境・健康・楽しさを実感できる自転車利用の促進

具体的な取り組み		実施主体
高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針に基づき推進	中央通りにおける分離施設による分離	香川県河川国道事務所道路調査課・交通対策課
	道路空間再配分による自転車専用通行空間の社会実験の実施	高松市道路整備課
	歩行者及び自転車通行帯のデザインの統一	道路管理者
路外駐輪場の整備		道路管理者、高松市都市計画課、民間
路上駐輪場の整備		道路管理者、高松市都市計画課、民間
放置自転車の撤去の強化		高松市都市計画課
駐輪場に関する情報提供による利便性の向上		高松市都市計画課、道路管理者、民間
地域やマスコミの協力による駐輪場利用の促進		高松市都市計画課、道路管理者、民間
防犯登録の徹底		香川県警察本部生活安全企画課
自転車に対する価値観を高める運動		高松市都市計画課
自転車購入時の保証金(デポジット)制度導入		高松市都市計画課
チラシ・動画教材を活用した自転車ルールの啓発		作成: 香川県警察本部 配布: 安全教育部会関係機関・団体
幼児・小学生を対象にした交通安全教育の実施		高松市くらし安全安心課、香川県警察本部、香川県交通安全協会、香川県・高松市教育委員会
中学・高校生を対象とした交通安全教育の実施		高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市くらし安全安心課、香川県警察本部
地域交通安全活動推進委員及び自転車マナー育て隊による街頭指導の実施		高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市くらし安全安心課、高松北警察署
市民意識を向上させる「高松ルール」の検討		安全教育部会
商店街における歩行者と自転車の分離の検討		丸亀町商店街振興組合
カーフリーデー高松の継続的实施		カーフリーデー高松推進協議会
安全で快適な自転車利用に関する広報・啓発		各商店街振興組合
サイクルトレイン等の導入による交通結節点機能の強化		高松市交通政策課・都市計画課、香川県交通政策課、各交通事業者
顕彰制度等による自転車利用への転換		高松市交通政策課、香川県交通政策課
観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上		高松市都市計画課
自転車利用を促すサイクリングマップの作成		各団体、高松市、香川県等関係機関
環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施		高松市交通政策課・都市計画課
自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催		高松市産業振興課、香川県環境政策課

4 施策・具体的な取組別評価及び今後の課題・方向性

(評価A:実施済 評価B:未実施)

部会名	基本施策	施策項目	具体的な取り組み		取組状況等	評価	今後の課題・方向性
安全空間確保部会	安全で快適な、歩行者及び自転車の空間確保	自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離	高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針に基づき推進	中央通りにおける分離施設による分離	・H19 社会実験の開始 ・H20～21 分離柵の整備 ・H22 分離区間の延長(南伸)	A	引き続き直轄国道における自転車通行空間確保に向けた検討を行う
		車道の走行スペースの再配分による自転車専用の通行空間の確保		道路空間再配分による自転車専用通行空間の社会実験の実施	・H20 市道五番町西宝線の自転車道社会実験の実施 ・H24 丸亀町商店街の自転車乗り入れ禁止社会実験の実施による影響の把握	A	引き続き自転車通行空間確保に向けた検討を実施する
		自転車利用者等が安心して通行できる自転車道や自転車歩行者道の整備		歩行者及び自転車通行帯のデザインの統一	・部会において協議	B	協議を整え、デザインの統一を図ることとしている
駐輪対策部会	路上駐輪対策と駐輪環境の整備	官民が協力した駐輪場の整備	路外駐輪場の整備		・附置義務駐輪場の整備指導 ・市営駐輪場の整備 ・民間駐輪場への助成事業 ・サイクル&バスライド駐輪場の整備	A	引き続き、各事業を実施する
			路上駐輪場の整備		・サイクル&バスライド駐輪場の整備	A	引き続き、各事業を実施する
		放置自転車への対応強化	放置自転車の撤去の強化		・主要な鉄道駅周辺や中央通り等において指定している禁止区域に2時間以上駐輪している自転車等の撤去 ・駐輪場内に長期駐輪している自転車等の撤去	A	継続して実施していく
			駐輪場に関する情報提供による利便性の向上		・広報たかまつに掲載 ・駐輪場案内のポケットティッシュを作成・配布(高松駅指定管理者) ・交通安全啓発ロビー展において啓発 ・県内の高校等に駐輪場の利用等について周知 ・啓発用のポスター・ビラを作成し、学校等に配布 ・関係店舗に啓発の店内放送の実施を依頼	A	継続して実施していく

部会名	基本施策	施策項目	具体的な取り組み	取組状況等	評価	今後の課題・方向性
駐輪対策部会	路上駐輪対策と駐輪環境の整備	駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知	地域やマスコミの協力による駐輪場利用の促進	・中央商店街クリーン作戦(4回/年 警察、消防、商店街と連携し実施) ・自転車販売店に自転車販売時におけるチラシ配布を依頼(駐輪場の利用及び禁止区域等の啓発)	A	継続して実施していく
			防犯登録の徹底	・防犯教室等で盗難被害の防止に向け防犯登録の必要性について説明	A	継続して実施していく
		自転車所有者に対する適切な管理意識の徹底	自転車に対する価値観を高める運動	・交通安全フェア(5月)でのリサイクル自転車販売を通して、3R循環型社会への啓発実施 ・H27 レンタサイクルのデザイン変更(新塗装650台)	A	継続して実施していく
			自転車購入時の保証金制度(デポジット制度)導入	・検討を行った結果、実施を見送ることとした	B	高松地域独自のデポジット制度の導入は困難であるため、実施できないと結論づけた
安全教育部会	更なる自転車利用ルール、マナーの向上	年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知	チラシ・動画教材を活用した自転車ルールの啓発	・H20 自転車交通安全動画教材「知っておこう自転車のルール」の作成 ・H21～「知っていますか？自転車のルール」リーフレットの作成(2万枚)と配布	A	継続して実施していく
		幼少期からの体系的な交通安全教育の推進	幼児・小学生を対象にした交通安全教育の実施	・幼児期からの体系的な交通安全を展開する取組方針の決定・実施 ・幼児2人同乗用自転車無料レンタル事業の拡大(150⇒300台) ・子ども用ヘルメットの利用促進	A	継続して実施していく
			中学校・高校生を対象とした交通安全教育の実施	・自転車交通安全モデル校事業の実施 ・H23 交通安全高校生テレビCMコンテストの開催 ・H25～ 自転車運転免許証制度導入校に対する交通ルールの遵守とマナーの向上を図った ・「自転車も止まれ」表示板の設置(交通事故が発生した交差点 H24 2,061箇所 H25 1,032箇所)	A	継続して実施していく

部会名	基本施策	施策項目	具体的な取り組み	取組状況等	評価	今後の課題・方向性
安全教育部会	更なる自転車利用ルールへの遵守、マナーの向上	地域と連携した街頭指導	地域交通安全活動推進委員及び自転車マナー育て隊による街頭指導の実施	・交通安全協会、交通安全母の会等による「自転車マナー育て隊」事業を毎年実施	A	継続して実施していく
			市民意識を向上させる「高松ルール」の検討	・「自転車通行マナーアップモデル事業所」の指定 ・「香川スマートサイクリスト」の推進	A	継続して実施していく
地域活性部会	商店街での自転車利用改善による魅力向上	買い物客等が安心して商店街を通行できる環境の整備	商店街における歩行者と自転車の分離の検討	・H24.4.16～H24.6.15 自転車乗入れ禁止の全日・終日に強化する社会実験の実施 ・H24.7.16～ 本格規制を開始	A	丸亀町商店街において、継続して自転車乗入れ禁止の規制を実施していく
		自転車を利用して商店街を訪れたいとなるような制度・施策づくり	カーフリーデー高松の継続的实施	・H20.9.21 第1回カーフリーデー高松を開催 ・第1回から8年連続して実施中	A	引き続き、継続的に実施していく
		イベント等と連携した商店街での自転車利用に関する広報・啓発	安全で快適な自転車利用に関する広報・啓発	・カーフリーデー高松の開催時に、自転車のルール・マナーに関するチラシを配布	A	引き続き、継続的に実施していく
利用促進部会	自転車利用の更なる促進	公共交通との連携による自転車利用の促進	サイクルトレイン等の導入による交通結節点機能の強化	・H27年7月から土日祝祭日に自転車を電車内に持ち込んで目的地まで乗車できる「サイクルトレイン」をことでん志度線で試験運行(H27 延べ93日で1,279件) ・好評につき期間を延長中	A	継続して実施していく
		自動車から自転車への利用転換を促す制度・施策づくり	顕彰制度等による自転車利用への転換	・顕彰制度等の実施の検討	B	顕彰制度等の実施について引き続き検討していく
		観光促進に資する自転車利用の促進	観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上	・観光レンタサイクル(電動)事業の実施 ・観光レンタサイクルポートの整備(男木・塩江・ことでん八栗駅・ことでん仏生山駅)	A	引き続き、継続的に実施していく

部会名	基本施策	施策項目	具体的な取り組み	取組状況等	評価	今後の課題・方向性
利用促進 部会	自転車利用の更なる促進	観光促進に資する自転車利用の促進	自転車利用を促すサイクリングマップの作成	・「源平の里を快走！サイクルシティ高松」を作成（高松駅～屋島～牟礼） ・瀬戸内国際芸術祭2013の開催に合わせ、高松市「ちゃりんこマップ」を発行	A	自転車道の整備等に合わせ、サイクリングマップを作成していく
		環境・健康・楽しさを実感できる自転車利用の促進	環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施	・イベント会場等で省エネ相談会を実施する中で、必要に応じて自転車への乗り換え提案を実施	A	継続して実施していく
			自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催	・H20～カーフリーデー高松の毎年開催 ・交通安全フェアの開催（高松春のまつりに合わせて開催） ・他地域におけるペロタクシーの運行状況を踏まえ導入を検討（民間事業者において実施に向けた検討が進められている）	A	各種イベント等については継続して開催していく

5 計画の総括

本計画に掲げる施策等の取組状況等について、高松地区委員会に設置する部会ごとに整理する。

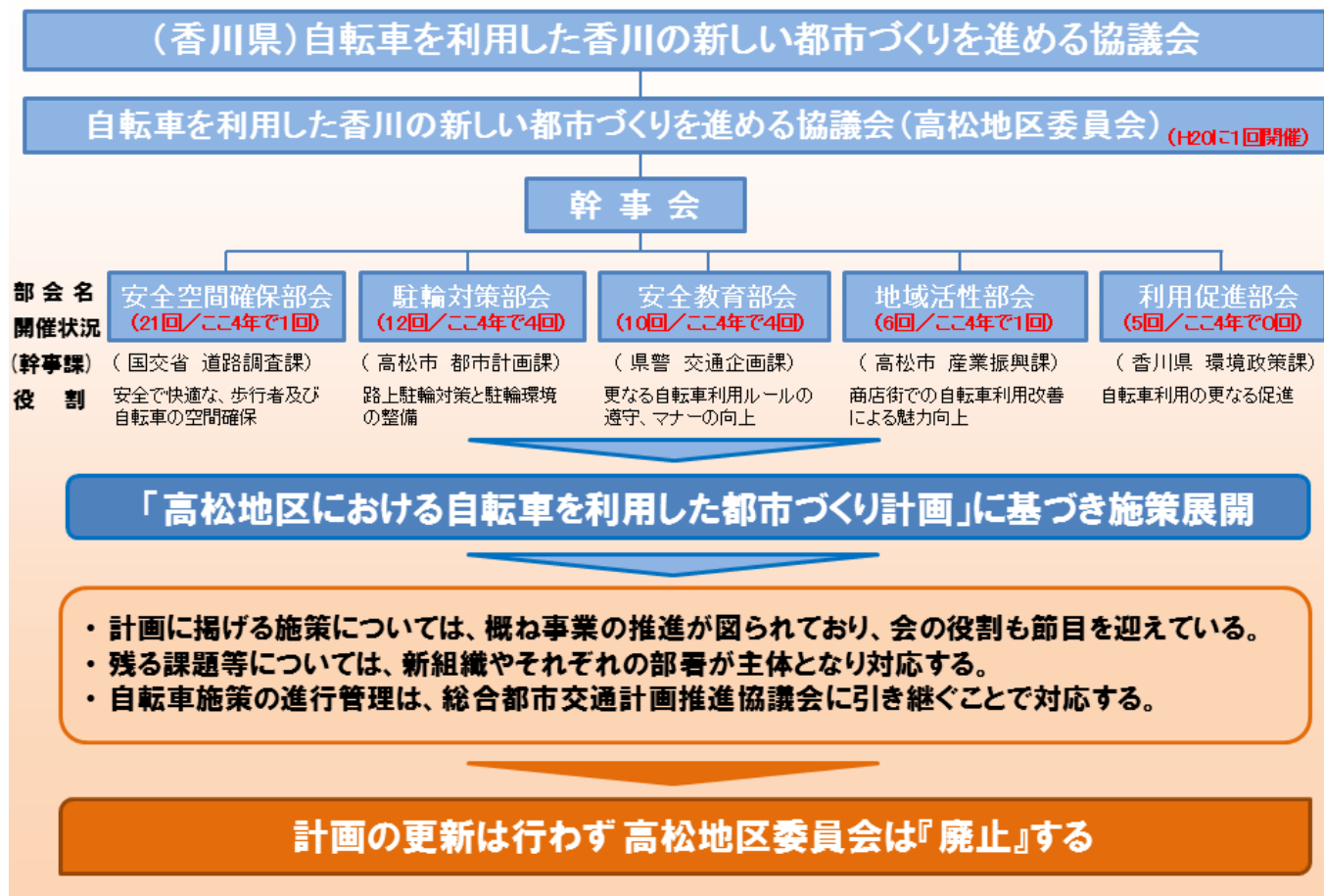
- ① 安全空間確保部会では、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」を策定し、中央通りの自転車歩行者分離柵の整備や、市道五番町西宝線の自転車道整備など、市内中心部における自転車の安全な走行環境の確保に努めた。しかしながら、「自転車ネットワークの整備方針」の見直しやそれに伴う施策展開など課題も残されている。
- ② 駐輪対策部会では、官民が連携し駐輪場の整備、放置自転車への対応の強化や駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知等の実施により、路上における駐輪対策の推進と駐輪環境の向上が図られた。
- ③ 安全教育部会では、関係機関等と連携し、自転車マナー育て隊事業や香川スマートサイクリストの推進を始め、年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知、幼少期からの体系的な交通安全教育の推進、地域と連携した街頭指導の実施により、更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上が図られた。
- ④ 地域活性部会では、丸亀町商店街を「自転車の終日・全日乗入れ禁止」とするなど、商店街における自転車と歩行者の分離や、カーフリーデー高松等イベントと連携した広報・啓発の実施により、商店街における自転車の利用改善により、安全性と魅力の向上が図られた。
- ⑤ 利用促進部会では、ことでん志度線における「サイクルトレイン」の実施やレンタサイクルの利便性の向上、サイクリングマップの作成など利便性の向上により、自転車の更なる利用促進に努めた。

計画に掲げる施策については、概ね事業の推進が図られており、高松地区委員会及び各部会の役割も節目を迎えている。

また、残る課題等についても、新組織やそれぞれの部署が主体となり対応するとともに、自転車施策の進行管理については、平成２２年度に策定した「高松市総合都市交通計画」に定める施策等について協議する「総合都市交通計画推進協議会」に引き継ぐことにより対応可能である。

このため、本計画の更新は行わず、高松地区委員会についても、その役割を終えたと判断し、「廃止」することとする。

現在の組織体制



廃止後の体制

